

本山中学校跡地活用事業における契約方式について

本山中学校跡地の活用にあたっては、契約方式について、敷地を返還する場合や他の手法による場合との比較検討を行っています。

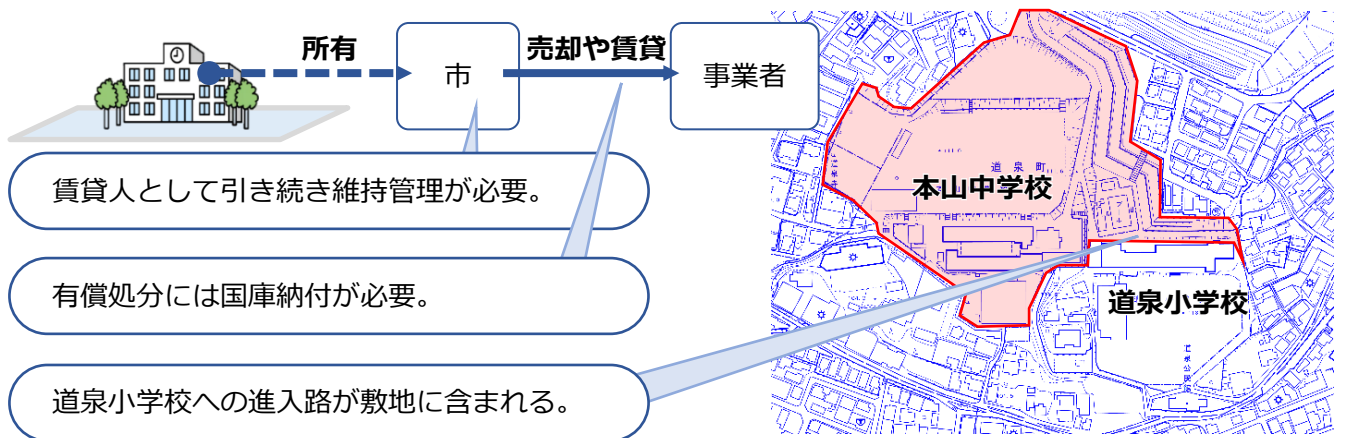
敷地を返還する場合

本山中学校の校舎等の建物は借地に建てられており、敷地を返還する場合、建物を解体する必要があり建物を活用することができません。したがって、建物を活用するには、敷地の利用権を引き続き確保する必要があります。



他の手法による場合

本山中学校の校舎等を市が所有し賃貸借を行う場合には、引き続き、市が維持管理や大規模改修等を行う必要があるほか、校舎等の一部は国の補助金を活用して整備されたものであり、売却や賃貸借などの有償処分を行う場合には、国の補助金の返還(国庫納付)が必要となります。また、本山中学校の敷地は、今後 跡地活用を検討していく道泉小学校への進入路が含まれており、引き続き、市による一定の関与が必要と考えられます。



解体や建物の維持管理に要する費用や国庫納付などの費用の削減、道泉小学校への進入路確保のほか、本山中学校跡地の未利用を回避するなどの総合的な観点から、転貸借によって敷地権を確保するとともに建物を無償譲渡する方式を採用し、本山中学校跡地活用公募型プロポーザル募集要項を策定しました。

なお、契約方式については、今後の事業の進捗に応じて、見直しを検討していきます。

